

## 平成24年度石狩市表彰審査委員会会議録

- 開催日時 平成24年10月 2日（月） 15：30～16：30
- 開催場所 石狩市役所 庁議室
- 出席者 委員～井畑委員、前野委員、青野委員、佐藤（悦）委員、谷本委員、中田委員  
欠席：佐藤（奈）委員  
事務局～佐々木部長、新関課長、田村主査、山崎主査、中村主任

### ■会議内容

1. 開会
2. 議事

#### (1) 会長及び副会長の互選について

佐々木部長：会長、副会長の選任方法について、ご意見ありますでしょうか。

青野委員：再任されている委員の中から、事務局案でいいのではないか。

佐々木部長：事務局案ということが出ましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

新関課長：会長に井畑委員、副会長に前野委員を事務局案として提案いたします。

（「異議なし」の声あり）

佐々木部長：それでは、会長に井畑委員、副会長に前野委員で決定いたしますので、よろしく願  
いいたします。

### ●諮問

#### (2) 平成24年度 石狩市表彰 表彰候補者の選考について

井畑会長：今年度の表彰候補者は13名、1団体となっております。一括事務局から説明を受け、  
表彰区分ごとに審査する形で進めます。

（田村主査～資料説明）

#### 功勞表彰（自治功勞章）

井畑会長：4名が候補となっておりますが、この件に関し、質問・意見等ございますか。

中田委員：在職年数など推薦の基準となる条件を説明願います。

佐々木部長：消防団委員については、規則別表 自治功勞章(5)にあたり、特に年数の規定はなく、  
農業委員会委員については、同章(4)にあたり、18年以上となっております。

井畑会長：よろしいですか、その他ご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

井畑会長：それでは、本審査委員会として決定します。

#### 功勞表彰（教育文化功勞章）

井畑会長：1団体が候補となっておりますが、この件に関し、質問・意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

井畑会長：それでは、本審査委員会として決定します。

#### 功労表彰（社会福祉功労章）

井畑会長：2名が候補となっておりますが、この件に関し、質問・意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

井畑会長：それでは、本審査委員会として決定します。

#### 功労表彰（市民活動功労章）

井畑会長：7名が候補となっておりますが、この件に関し、質問・意見等ございますか。

谷本委員：規則の別表のどれに該当するのか、もう一度説明したい。

佐々木部長：吉田さんについては、別表の市民活動功労章(3)に該当し年数の規定は特にありません。町内会等役員2名につきましては、同章(1)に該当し、10年以上ということです。

交通安全関係団体役員4名については、同章(2)に該当し、20年以上という規定になっており、いずれも条件は満たしております。

井畑会長：よろしいですか、その他ご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

井畑会長：それでは、本審査委員会として決定します。

#### 全体を通して

井畑会長：全体を通して、質問・意見等ございますか。

中田委員：例えば、連町で交通安全の関係で推薦を挙げようという考えもあるが、所属組織から推薦しなければ候補者にはなりえないものでしょうか。

田村主査：結論から言うと、可能です。団体からだけでなく、一般市民の方からの推薦や自薦も可能なため推薦が挙げれば受付はするが、各団体において推薦順位など考慮していると思います。

佐々木部長：所属の団体から推薦いただいた方が良いと思います。

佐藤（悦）委員：民生委員は30年以上の方がたくさんいると思うが、今年は一人も推薦が挙がっていないので大丈夫か。団体への確認とかも必要ではないでしょうか。

田村主査：対象者が多いことから、推薦団体に毎年2名ということで理解いただき表彰してきたところであるが、2年前に6名の方を表彰したことで、一旦落ち着いたものと判断しています。

佐々木部長：推薦書については、今まで事務局で直接受けていたものを、今年からは一度所管で受けるようにし、かつ、再度所管に最終確認を行ってもらっています。

谷本委員：人数制限みたいなものはありますか。

中田委員：候補者がたくさんいるなら、推薦を挙げてもらった方がいいのではないのでしょうか。

井畑会長：過去の委員会では、消防団や民生委員のように、対象者が多い場合には、毎年2名ということで制限しているものもあります。

佐々木部長：年数を満たしていれば全員が表彰の対象になるとは限らないということも、ご理解願います。

## まとめ

井畑会長：大分、議論されたという感じでしょうか。

以上、付託された案件、すべてについて審査を終了いたしました。

再度、事務局から審査の結果を報告願います。

新関課長：本日、諮問いたしました14件の表彰候補者につきましては、本委員会での審査の結果、平成24年度石狩市表彰の候補者として決定しましたことを報告いたします。

井畑会長：ただ今の事務局の報告のとおり、答申することを決定いたします。答申書につきましては、私から市長に提出することで皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

## 3. その他

井畑会長：その他で、皆様何かございますでしょうか。

新関課長：先日、内部での打ち合わせにおいて、税金を滞納している者が表彰の対象になりえるのかといった話題が出ました。実際のところ、石狩市の表彰基準には、対象となる基準は設けているが、表彰の除外となる基準は設けていません。

そういった滞納者を除外する規定を設けている自治体は、道外ではいくつか確認できたが、国の叙勲や道の表彰、また道内に至っては「ない」という認識でおりますが、皆様の考えをお伺いしたいと思います。

佐々木部長：市関係の表彰としては、教育委員会表彰や優良事業所表彰などがあり、優良事業所表彰においては、事業所として払わなければならない税金を滞納している場合は、表彰を受けられないものとなっておりますので、参考までに。

青野委員：今は個人情報保護の関係で、国民の義務である納税のことや、交通違反など簡単に個人の情報を外に出せない状況になっているが、国民の義務すら果たせない者がいいのかとは思う。

中田委員：心情的には非常にわかるが、滞納の内容にもよる。悪質でない場合も多いのでは。

前野副会長：そういった方が過去に受章していたという噂とかあるのですか。

山崎主査：実際に調べたわけではないので、その辺はわかりませんが、もし滞納者を表彰の対象から外すとなれば、市税、道税、国税、はたまた水道料金などと、どこで線引きをするのかといったこと、また、国の表彰であれば、市税や道税の納税状況はどうなのかどうか、結局は、国や道も調査に限界があるから規定していないのだと思います。

中田委員：消防の表彰で火災を出した人には表彰しないとか、事故を起こした人に交通安全の表彰を行うのはおかしいと思うように、市税を使つての事業であるからには、市税を納めていることが条件ということが、もし定められるのであればそうすべきかもしれない。

谷本委員：表彰者は市広報に載るため、知る人が見ればわかってしまうことは事実。もしそういった規定にするのであれば、表彰審査委員会の場ではなく、事務局段階で整理してもらえればと思う。

佐々木部長：この扱いについては、そうすると決めているものではありません。技術的にどこまでできるのかも含め、皆さんの意見を参考にしながら次年度に向けて検討していきたいと思います。

井畑会長：その他、ございますでしょうか。

**新聞課長**：表彰の日程について、お知らせいたします。別途通知いたしますが、11月8日、木曜日の11時から、りんくる2階、交流活動室において表彰式を予定しておりますので、平日ではありますがご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

4. 閉会

**井畑会長**：それでは、本日の審査委員会を終了いたします。ありがとうございました。

平成24年10月 9日 確定

石狩市表彰審査委員会  
会 長 井 畑 定 孝